

# 佐倉市障害者総合支援協議会の概要

○障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置。

## 協議等事項

## 構成員

### 障害者総合支援協議会

(事務局：障害福祉課)

- 以下に関することについて協議を行う
  - ・ 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策
  - ・ 地域の関係機関相互の連携
  - ・ 新たに取り組むべき地域課題への対応
  - ・ 障害のある人やその家族と地域社会との関係構築
  - ・ 関係機関等の職員等に対する研修
  - ・ 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保
  - ・ 佐倉市障害福祉計画及び佐倉市障害者計画等の調査、分析及び評価
  - ・ 佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

- ・ 指定相談支援事業者
- ・ 市内の医療・保健機関
- ・ 指定障害福祉サービス事業所
- ・ 療育・教育機関 ・ 権利擁護機関
- ・ 雇用・就労支援機関
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 学識経験者 ・ 障害関係団体
- ・ 佐倉市社会福祉施設協議会
- ・ 佐倉市社会福祉協議会

### 運営委員会

- ・ 部会の協議事項に関する部会間の連絡及び調整のため設置

- ・ 専門部会長

### 専門部会

- ・ 専門の事項又は個別の課題を協議のため設置
- ・ 月1回程度開催し、障害者の地域生活に必要な仕組みづくり、計画進行管理、事業の評価を協議

#### 生活支援部会

(平野・勝田・荒木・高橋)

- ・ 相談支援事業所等の連携強化を図り、困難事例の解決に向けた検討等を行う

#### 啓発・権利擁護部会

(土屋・北尾・長谷川)

- ・ 障害者の理解促進のための広報活動の充実や、権利擁護の課題の整理・施策の検討等を行う

#### 就労支援部会

(橋本・濱田・前所)

- ・ 就労支援事業所の連携強化を図り、障害者の就労促進や就労支援の仕組みづくりの検討等を行う

#### 療育支援・教育部会

(東城・木村・井上・浅沼)

- ・ 障害児者の早期発見・早期療育を図るための関係機関の連携強化等に資する施策の検討等を行う

#### 精神部会

(日暮・樫場・三浦)

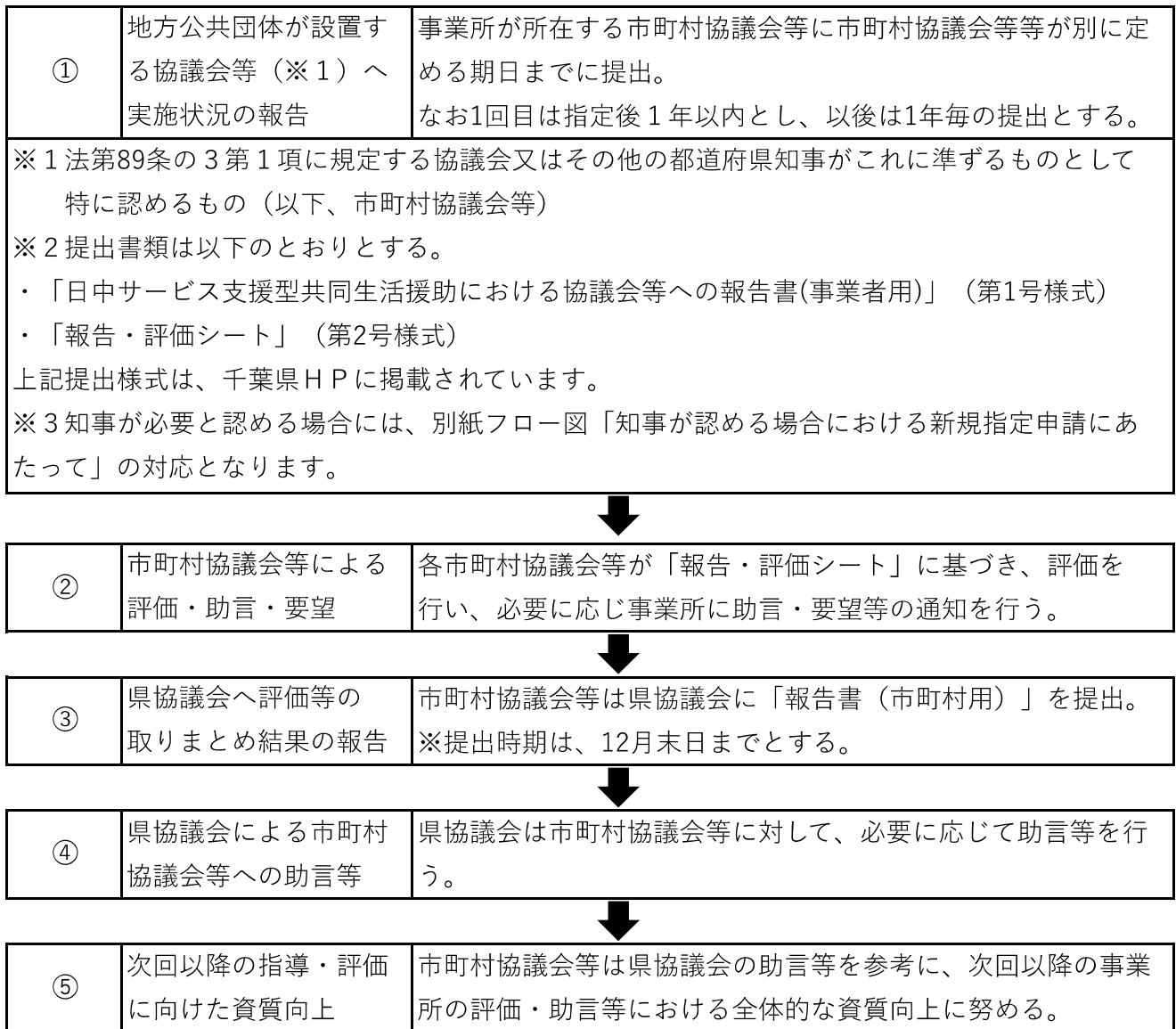
- ・ 精神障害者が地域生活に必要な社会資源の拡充や、理解促進のための施策の検討等を行う

- ・ 障害関係団体、指定障害福祉サービス事業所等の実務担当者等

(参考) 障害関係機関連絡会

- ・ 障害関係団体、障害関係機関等との情報共有及び連携強化を図る

日中サービス支援型共同生活援助における市町村協議会等への報告フロー図  
 (市町村の自立支援協議会等用)



令和5年度第1回総合支援協議会運営委員会 結果

令和5年4月11日

- ・議題 「議事の公開について」 承認する 4名 承認しない 0名  
(現在、就労支援部会は、部会長不在のため未決)

(以下、議事概要)

**1. 公開する部会**

- 生活支援部会 医療的ケア児者の災害対策検討部会

**2. 公開する内容**

- 令和4年11月に開催した医療的ケア児の個別避難計画の策定に向けた避難訓練において撮影した写真

**3. 公開を検討するに至った経緯**

- 医療的ケア児者の保護者から、障害福祉団体の機関紙に令和4年11月に実施した避難訓練について寄稿することになり、事務局が撮影した写真の提供を求められたもの

**4. 公開する理由**

- 特定の障害児が撮影された写真ではあるが、保護者等の同意を得ていること。
- 医療的ケア児の避難訓練は、先進的な取組であり、公開により普及啓発に資すると考えられること。
- 令和5年3月16日に開催した第2回障害福祉支援協議会(公開)において、避難訓練の結果(個人情報、写真等を除く)を報告していること。

## 令和 5 年度以降の専門部会の公開等について（案）

### 1. 背景

- これまで、障害者総合支援法に基づき設置されている佐倉市障害者総合支援協議会は公開、専門部会（専門部会に設置されている作業部会等を含む。以下同じ。）は、特定の障害児・者の個別具体的な事例等に言及される可能性があるため、非公開としている。
- ただし、専門部会において、特定の障害児・者の個別具体的な事例等に言及されない場合が考えられるため、改めて、専門部会の公開について検討を行う。

### 2. 議事の公開等

- ①議事は原則非公開とする。

理由は、専門部会における協議等において、特定の障害児・者の個別具体的な事例等個人情報に言及される可能性等があるため。ただし、協議等において、言及される可能性が低いとあらかじめ見込まれる等の場合は、総合支援協議会運営委員会において対応を決定する。
- ②議事録は非公開、議事要録は公開とする。
- ③配布資料は①と同様とする。